

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 3 日

一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
第 53 条の 2 に基づく定期の健康診断に係る受診案内について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、高齢者における結核対策を一層強化するため、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県等の衛生主管部局に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 に基づく定期健康診断に係る受診案内について別添のとおり依頼し、併せて介護保険主管部宛にも同依頼の内容を周知したところです。

つきましては、貴会におかれても、別添通知の内容を十分御了知の上、介護関連施設・事業所等の職員及び利用者の結核に対する理解の促進に資するよう、貴会会員の介護関連施設・事業所等への別添通知の内容について周知の徹底に御協力をお願い申し上げます。